

新社会

つくば

発行：新社会つくば

TEL 029-857-1154 FAX857-1254

金子 かずお気付

kaneko@max.hi-ho.ne.jp

<http://kanekokazuo.hakurakuryo.org/>

2017年12月26日第1056号 その①



議会質問・一般質問から

金子議員のこれまで行ってきた一般質問内容と答弁について紹介しています。今号は「未就学における難聴児童と保護者への支援や情報、市の取り組みについて」であります。

未就学における難聴児童と保護者への支援や情報の提供について②

質問…金子かずお議員

福祉政策の歴史を顧みれば、1947年に児童福祉法が制定され、1949年に身体障害者福祉法と精神保健福祉法が、1960年に知的障害者福祉法、1963年には老人福祉法が制定されました。1964年には母子福祉法が制定され、1970年には障害者基本法が制定されてきました。

さらに、1987年には社会福祉士及び介護福祉士法が制定され、1989年には高齢者保健福祉推進10カ年戦略、いわゆるゴールドプランが制定され、1997年には精神保健福祉士法が制定され、1998年には特定非営利活動推進法が

制定され、民間ベースによって福祉の向上の一翼を担った制度が制定されてきております。

1999年には、ゴールドプランの見直し、いわゆるゴールドプラン21、新エンゼルプランあるいは任意後見人制度の契約等に関する法律、2000年には介護保険法、2002年には身体障害者補助犬法が制定され、2004年には発達障害者支援法、2005年に障害者自立支援法が制定され、高齢者虐待法も同時に制定されております。

2006年には障害者権利条約が採択され、2008年から2011年には障害者虐待防止法などが制定され、2013年には生活困窮者自立支援法、そして、今話題になろうとしております障害者差別解消法が制定されてきているのが、年代別に顧みると福祉政策の流れが少しずつ見えてくるような感じがします。

しかし、障害を持つ人々は、全体の人口から比べると少人数であります。

それゆえに、支援の政策が目に見えるもの、あるいは姿が見えるもの、そのようなことから見ると、なかなか目に見えづらく、姿が見えづらくなっているのが現状ではないかというふうに思います。

さまざまな法制度が整備されてきて、今私が一つ感じる中から取り上げてみたいというのが、未就学の難聴児童と保護者への対応についての支援のあり方を質問したいと思っております。

多様な経験や勉強を通して子供を育てて就学期を迎えるわけではありますが、心身に何らかの障害を持って生まれてくる子供、また産後に障害が発見される場合などあります。未就学における難聴児童と保護者への支援や情報の提供について市の取り組みについてお尋ねしたいと思います。

答弁…保健福祉部長

就学前の難聴児童とその保護者に対しての支援や情報の提供についてでございますが、身体障害者手帳を取得している児童と取得していない児童では、受けられる支援の内容が異なってまいります。既に医療機関などを受診していて、聴力がどのくらいかを把握されている児童の場合には、その聴力が身体障害者手帳の交付対象となると見込まれる場合には、手帳取得申請に必要な手続のご案内をしております。

また、交付された手帳をお渡しするときに、各種支援制度などをまとめた障害者福祉ガイドブックを使って、手帳を取得したことにより受けられるサービス、例えば、補装具支給制度による補聴器購入費用の助成などをご説明しております。

しかしながら、聴力が身体障害者手帳の交付の対象とならない児童には、茨城県軽度中等度難聴児補聴器購入支援事業により、補聴器購入費用の3分の2を県と市が補助する制度がありますので、こちらをご案内しているところでございます。

なお、医療機関を受診していない児童には、さきに述べました支援があることをお伝えしまして医療機関への受診をお勧めしているところでございます。

質問…金子かずお議員

よろしくひとつお願いしておきます。

次に、障害福祉政策について、何点かにわたって質問をしたいと思います。

特に最初には、未就学の難聴児童と保護者への支援の情報の提供についてお尋ねしたいというふうに思います。

なかなか行政がどこまでやるのかというようなことを含めて、非常に難しい形になるかというふうに思うのです。そういう点では、市がどういう形で、その家庭にかかわるかとかいうようなことも大変難しい部分もあるのかというふうに思っています。そういう点も含めて行政とあるいは保護者あるいは難聴の子供たちとの関係をどういうふうにしていくかということは、今ここでやりとりしても、どこまで答えが出るかわかりませんが、今、つくば市は新しい形で進めようとしている部分があるわけですが、そういう中で生かされるような形をとっていただければと思います。

発達障害センターの中で、取り組めるものと取り組めないものとがあるというふうにありますけれども、医療ケアなんかも含めて何点か指摘をしておきたいというふうに思うんです。そして、内部で検討していただくような形をとれば、これからそういうものの中で議論をしていただければという形でお願いしたいというふうに思いますので、幾つか挙げてみたいというふうに思っています。

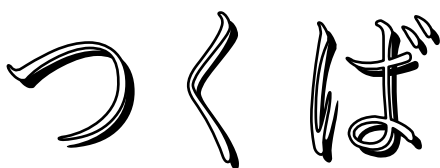
医療ケアの必要な児童に対すること

質問…金子かずお議員

医療ケアの必要な児童に対することなんかでありますけれども、特に重い

(1056号 その2に続く)

新社会



発行：新社会つくば

TEL 029-857-1154 FAX857-1254

金子 かずお気付

kaneko@max.hi-ho.ne.jp

<http://kanekokazuo.hakurakuryo.org/>

2017年12月26日 第1056号その②



議会質問・一般質問から

(1056号 その1の続き)

障害を持つ子供の家族は、現行の施設や施策などを利用しづらい場合が多くあり、家庭以外での居場所が少ないということで、重度を対象にした通所事業の必要性を早いうちから利用できる施設が欲しいとか、あるいは重い障害があっても親から離れて集団生活で成長するという現況を踏まえて、幼児施設での受け入れが十分ではないので、医療ケアが必要であったとしても、幼児施設の生活に近い経験を持てるような単独の通所指導などがしてほしいとか、人工呼吸器などについても看護師の配置のお願いや専門性の高い指導員、保育士の配置を求める声があります。

また、子供とお母さんの病院など移動中の呼吸器の管理など、1人ではなかなかそういう形で移動中に対応できないようなことがあるという形で、送迎バスや介護タクシーなどが十分に活

用できれば、そういうことで安心して病院に通えるのではないかというようなこと。

それからは保育園や幼稚園や、あるいは小学校に上がっていくときに十分な療育体制の中で学べるものがあれば、学校に入学していくときに大変負担が少なく、知識を持った形で入学していけるのではないかとかということが議論されることを私は望んで要望したいと思います。

今ほどの要望の中で何かすぐにできるようなものというのはあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

答弁…保健福祉部長

難聴児童でのご質問が当初ございましたが、難聴児童に限らず未就学の障害のある児童への支援というのは、やはり多様なニーズがあると認識しております。こういったニーズをいかに拾い上げて、支援する体制に組み込んでいくかという考えを持っていかなければならないというふうに思っておりますが、当初の段階というのはやはり相談というのがまず一つ入ってきます。その相談の中でニーズに応じた対応をしていかななくてはならないのかなというふうに考えておりますが、現在、障害福祉課の窓口では、一般職員とあわせて看護師や作業療法士等のセラピストも交えながらの相談に応じているような中身がございます。

また、議員おっしゃいます児童発達支援センターは、現在、設置に向けて検討を進めている段階でございますけれども、こちらのほうのメニューにも相談支援というのは主たる事業であるというふうに国のほうからの指示もございます。

この児童発達支援センターにおきましては、福祉型、医療型というような区別がありますが、やはり障害のある児童というのはいろいろな、冒頭に申し上げましたとおり、多様なニーズがあると、多様な状況にあるというのもありますので、そちらの対応についてしっかりとご意見などを伺いながら、こちらの設置に向けての協議を進めていきたいというふうに考えておりますが、その中で特に今できることということになりますと、可能なものということになりますと、やはりどのようなニーズがあるかというのが、まず一つ整理しなくてはいけないかと思いますが障害のある児童への対応というのは、いろいろな職種が相互に連携し合うのが一番だと思います。セラピストだけではなくて、やはり保育士であるとか、また医療的などところから言えば、看護師であるとか、特に医療的ケアを必要とする障害のある児童については、大きな事故に結びつかないようにその支援の中では、きちっと対応をとるべきであるというふうに思いますので、その訓練を受けた看護師というのが必要になってくるかなと思いますので、そういったことも加味しながら、今後その児童発達支援センターの設置に向けては進めていきたいというふうに考えております



児童発達支援センター構想について

質問…金子かずお議員

児童発達支援センター構想が市長から提案されて、提示されているわけがありますけれども、県内ではまだ、たくさん設置されている状況ではありません。ですけれども、この名称を使わなくても、事業形態はやられているということもありますので、つくば市でも、それぞれの議員がさまざまな提案提供している状況の中にもありますけれども、この中で十分、構想の中で必要なものについてきちっと位置づけをしていただけるような形をお願いしたいなというふうに思っています。

答弁…門脇厚司教育長

先ほどの答弁にも答えたと思っておりますけれども、また、福祉部長の答弁にもありましたとおり、障害持っている子供たちというのは、それぞれ障害の内容だとか程度が一定ではないわけですね。個別にそれぞれ適切な支援計画をつくって、それに基づきながら対応していくということが原則でありますので、その個別計画をつくる段階でしかるべき対応が必要であるというふうな判断がありましたら、それは、引き延ばしにはできませんので、その時点でしっかりと対応を考えていくことになろうというふうに思っております。

一年間ありがとうございました。今年も今号で「新社会つくば版」の発行は終了します。行政の進める政策など、また特徴的な地域の様々な問題・課題などを議会で取り上げてまいりました。

平和な年になるように 2018 年もよろしく願い申し上げます。 金子かずお